

経理 ウーマン

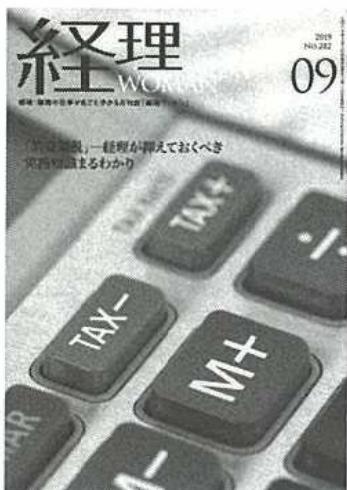
経理・総務の仕事が丸ごと分かる月刊誌「経理ウーマン」

2019
No.282

09

「消費増税」—経理が抑えておくべき
実務知識まるわかり





- 編集・発行人…天野恵実子
- 発行所…株研修出版
- 住所…112-0002
東京都文京区小石川 5-3-4
- 電話…03-3830-0804
- URL…<http://www.kens-p.co.jp>

- ©研修出版／無断転載を禁じます
- 編集顧問（順不同）
税理士・北岡修一
税理士・森康博

月刊経理ウーマン
2019年9月号

9 SEPTEMBER



2019年4月から一斉にスタート！ 違反すると30万円以下の罰金!! 「年休の時季指定義務化」—中小企業ではこんな対応が必要です

働き方改革関連法が成立し、すべての会社で、年間の有給休暇消化日数が5日未満の従業員については、会社が有給休暇を取得するべき日を指定することが義務付けられました。労働時間の上限規制等は中小企業に猶予期間が設けられていますが、有給休暇についての改正は会社の規模を問わず、2019年4月から一斉にスタートしています。ここでは「年休の取得義務化」の具体的な内容から、中小企業でとるべき対応策までをアドバイスします。違反すると30万円以下の罰金が課せられるだけに慎重な対応が必要です。

隣接科目との区分判断から税務調査への対応まで 「交際費」にまつわる税務の必備知識 7Q7A

経理担当者にはおなじみの「交際費」。社内や取引先などとの円滑なコミュニケーションづくりに欠かせない費用ですが、大企業と中小企業で税務の扱いが異なつていて、5000円基準なるものがあつたりして、ビギナーにはわかりづらい費目でもあります。さらに会議費や福利厚生費・寄付金などいわゆる隣接科目との区分でも迷うことが少なくありません。ここでは交際費の基本的な税務取扱いから、隣接科目との関係、税務調査で問題にされた時の実務のポイントを解説します。

身近な税金だけど理解していないことが多い? おさらい印紙税&迷いややすいケーススタディ

経理担当者にはおなじみの印紙税ですが、初心者にとってはどんな文書に印紙を貼付するのか、あるいはいくらの収入印紙を貼ればよいのか迷うことは少なくありません。またベテランの経理担当者も、「あれ? この文書は印紙が必要だっけ?」と疑問に思うときがあるでしょう。また、印紙税を納付していない（課税文書に貼っていない）場合には、過怠税として、本来納付すべき印紙税額に加えて、その2倍の額が上乗せされて徴収されます。つまり、総額で本来の印紙税額の3倍を納付しなければいけなくなります。印紙を貼らなかつたときのペナルティも含め、改めて印紙税についておさらいすることにしましょう。

奥田正名

木村三恵

本田和盛

身近な税金だけど
理解していないことも多い？

○ 収入印紙 おさらい印紙税 & 迷いやすい ケーススタディ

税理士法人／社労士法人ザイムパートナーズ代表

奥田正名

経理担当者にはおなじみの印紙税ですが、初心者にとってはどんな文書に印紙を貼付するのか、あるいはいくらの収入印紙を貼ればよいのか迷うことなくありません。またベテランの経理担当者も、ときどき印紙税を貼付すべき文書なのか疑問に思うときがあるでしょう。ここでは印紙を貼らなかつたときのペナルティも含め、改めて印紙税についておさらいすることにしましょう。

我が国では、印紙の販売収入は、年間で1兆1051億円を超えていました（財務省 平成29年度）。この金額は税収全体の1・7%程度であり、所得税や消費税、法人税等に比べると多くはありませんが、印紙税は税務調査においても、ほぼ間違いなく調べられる税目のひとつです。

印紙税と聞いて、契約書や領収書などの書面に収入印紙を貼るもの、とい

図表 印紙税がいくらになるのか判断をする際の手順



- (2) 所属の決定（どの文書に該当するかを判断する）

「売買契約」は第1号文書に、「請負契約」は第2号文書に該当します。売買契約とは、物を引き渡し、対価を得る契約です。その目的となる資産は、

判断していくことになります（図表参照）。

(1) 課税文書に該当するか判断する

まずは、その文書が印紙税の課税される種類のものを判断します。具体的には、以下の2点が条件となります。

- ・その文書に先の「印紙税の課税一覧」の内容が記載されていること
- ・その約束を当事者がお互いに合意していること

このときに注意すべきのが、文書のタイトルではなく、内容の実態をもつて判断されることです。「請負契約書」との記載がなくても、文書に記載されている内容（実態）が仕事の請負を依頼し、相手が合意しているものだった場合には、課税文書に該当します。また、契約書でなく「念書」「覚書」などの任意の名称で作成された文書であっても、実態が「印紙税の課税一覧」の内容に該当するもので、慣習的に相手の合意があると認められるものは、課税文書となります。

ここで、特に判断に迷いやすい、以下の3つを詳しく解説しましょう。

・第1号文書と第2号文書

「売買契約」は第1号文書に、「請負契約」は第2号文書に該当します。売買契約とは、物を引き渡し、対価を得る契約です。その目的となる資産は、

う認識はあっても、実際にどういう税金なのか理解している方は意外と少ないものです。経理担当者の皆さんにとって身近な税金でありながら、「あれ？ この契約書の印紙税はいくらだつける？」と迷うことが多く、判断しにくい税金のひとつではないでしょうか。今回は、改めて印紙税がどういう税金なのかおさらいしながら、実務で迷いやしいケースをいくつかご紹介していくことにしましょう。

納付の税金になります。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/inshi/pdf/zeigaku_ichiran.pdf

印紙税とはそもそもどんな税金？

印紙税とは、「課税文書」に課せられる税金です。課税文書の作成者が決められた金額の収入印紙を貼付し、消印することで納税します。文書にかかる税金ですが、すべての文書が対象になるわけではなく、あくまで課税文書に

問題は、その文書が印紙税の対象となるものなのかを、書類作成者が自分で判断しなければならない点にあります。契約書であればすべて印紙を貼るというわけではありませんし、「契約書」と表示されていないから貼らなくて良いわけでもありません。また、印紙税額も一律の額ではないため、その文書の内容からいくらの金額を貼るべきなのかを判断する必要があります。

印紙税の要否と金額はこうして判断する

次に、印紙税がいくらになるのか判断をする際の手順を追っていきましょう。大きく分けて、次の3つの手順で

該当するものだけが対象となります。

不動産売買契約書を例に考えてみましょう。物件を購入する際には、具体的な売買金額・引渡日・支払方法などを定めた契約書を、双方合意の上で作成すると思います。このときには、作成者が印紙税の対象になる契約書かどうかをまず判断する必要があります。

その上で、必要な金額の印紙を作成者が契約書に貼付し、消印をして納税をします。つまり、印紙税は自主申告・納付の税金になります。

そのため、印紙税の対象となつて、るのに印紙を貼つてなく、税務調査で追徴課税を受けるケースも珍しくはありません。知らず知らずのうちに未納付となっていることもあるので、注意しましょう。

なお、どんな文書にいくらの印紙を貼れば良いか（印紙税の課税一覧）は、国税庁のホームページを参照してください（印紙税額 国税庁 PDF）

で検索）。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/inshi/pdf/zeigaku_ichiran.pdf

購入したものでも自社で製作したもの

でも構いません。

請負契約は、ある仕事を完成することを約束し、その仕事の結果に対して、対価が発生する契約を言います。結果がなければ、対価である報酬は請求できません。工事契約で考えれば、工事が完了し引き渡し→対価が発生という一連の契約となります。

【請負契約の例】

各種工事契約、材料支給を受けての物品製作、修理、塗装、機械などの据付・設置、洋服等の仕立て、外注（業務請負契約）、エレベータ等の保守契約書、清掃、整備、宿泊、広告宣伝、コンピュータソフトの開発、調査、測量、論文の作成、講演、舞台等への出演。この他に、プロ野球選手や映画俳優、プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞踊家、テレビ放送の演技者（演出家・プロデューサー）が役務の提供

をするものも含まれます。

売買契約か請負契約か迷う際には、「単なる資産の譲渡」を目的としているのか、「仕事の完成」を目的としているか、で判断すると良いでしょう。

また、請負契約と似たもので、「委任契約」があります。これは、請負契約と違い、その仕事の結果によって報酬を支払うものではありません。具体的には、税理士・弁護士などの士業との相談・コンサルティング契約など、知識・経験・才能等によるサービスを受ける契約（完成させるべき具体的な納品物がない）というイメージです。

委任契約の契約書には、印紙税はかかりません。言い換えれば納品物（税理士であれば税務申告書の作成・会計帳簿の作成など）の指定がある場合は、請負契約となります。

・第2号文書と第7号文書

このときの判断の指標としては、記載金額がいくらになるかで判断します。

両方に該当する文書のうち、記載金額がないものは第7号文書に、記載金額が判断できるものは第2号文書となります。あくまで2号と7号両方に該当する場合ですので、例えば、契約期間が3カ月以内と決まっていて、かつ更新の定めのない請負契約は第2号文書に該当します。

・第17号文書

第17号文書に該当するものは、営業に係る金銭あるいは有価証券の受取書です。いわゆる領収書のことを指します。5万円以上の領収書には印紙を貼る必要がありますが、実は「領収書」と書かれていらないものも該当することがあります。たとえば、「受取書」「レシート」など、その文書の内容が営業活動で発生していて、金銭の受取を証

明しているものであれば、印紙税の対象となります。

ただし、「営業に関するもの」に限定されていますので、以下のよう臨時的収入は「営業」に該当しないため、課税の対象となりません。

・個人がプライベートで不要になつたものをネットオークションで販売した
・たまたま自宅を知り合いに売却した

(3) 記載金額による判断

印紙税には、第1号文書や第2号文書のよう、文書中に記載されている金額によって、納付すべき印紙税額が変わるものがあります。そのため、この「記載金額」を適切に判断しなければなりません。具体的な数字で確認してみましょう。



請負契約は通常、第2号文書に該しますが、単発の受注ではなく、継続的に取引が行なわれることもよくあります。ここでは具体的に、第7号文書（継続的取引の基本となる契約書）の要件を見ていきましょう。以下の5つを全て満たす文書は、第7号文書となります。

・営業者間取引であるもの
・2回以上継続して行なわれる取引であるもの
・その契約における、支払方法や取引価格等の記載があるもの
・電気・水道等の事業でないもの
・契約期間が3ヶ月超の定めのあるもの
具体的には、売買取引基本契約書、業務委託契約書、代理店契約書などが該当します。

例①：工事請負契約書

I 契約期間 ××年×月×日～△

△年△月△日

II 請負金額 500,000,000円

↓記載金額は500,000,000円

例②：部品加工契約書

単価：500円 受注数：2,000個

↓記載金額は1,000,000円

※ $500 \times 2,000 = 1,000,000$ 円と計算することができるので、その合計金額で判断します。

なお、課税文書のうち、第1号文書

「不動産の譲渡に関する契約書」と第2号文書「建設工事の請負に係る契約書」で、2020年3月31日までに作成されたものについては、契約金額によつては軽減税率が適用されます。印紙税額が少なくなりますので、うつかり本則通りの印紙を貼ることのないよう注意しましょう。

課税文書に印紙が貼られて
なければ過怠税が課せられる

ときどき「印紙を貼らなくても税務署には分からぬのではないですか？」といった質問を受けることがあります。実際に現場では、「今までの担当者が印紙を貼つてなかつたので、貼らなかつた」「印紙税の必要のない文書だと思っていた」など、印紙を貼つていないうえが散見されます。しかし、税務調査で、契約書が確認されることは珍しくありません。

このときに課税文書なのに印紙を貼つていないうえが判明すると、必要な印紙税額だけでなく、過怠税として本来必要な印紙税額以上の金額を納税することになります（後述）。稀ではありますが、印紙税だけを対象とする税務調査（単独調査と呼ばれます）が行なわれることもあります。

意外と知らない方も多いですが、実は印紙税は税理士業務の範疇ではありません。そのため、税理士事務所の立会いのない中で調査が行なわれることもあります。

ちなみに、印紙税を納付していない（課税文書に貼っていない）場合には、前述した過怠税として、本来納付すべき印紙税額に加えて、その2倍の額が上乗せされて徴収されます。つまり、総額で本来の印紙税額の3倍を納付しなければいけなくなります。

貼るべき印紙が1万円だと3万円の過怠税を納付することが原則です。ただし、印紙税不納付事実申出書を税務署に提出して自主納付する場合は、過怠税は1・1倍に軽減されます。通常の税務調査では、この処理になるのが一般的です。なお、他の税金のペナルティ（加算税・延滞税）同様に、この過怠税も法人税の損金あるいは所得税

の必要経費とはなりません。一方で、間違えて多く納付してしまつた、あるいは非課税文書に印紙を貼つてしまつたといった場合には、税務署で「印紙税過誤納確認申請書」を記載し提出することによって、還付を受けることができます。ただし、以下のような場合には還付を受けることができませんので、ご注意ください。

① 文書の作成時から5年を過ぎたも

の（いわゆる時効です）
② 収入印紙を、「不動産取得税」などの印紙税以外の納付のために使用したもの

印紙税で迷いやさしい ケーススタディ

ます。しかし、実務の上では、まだまだ判断に迷う様々な事例があるでしょう。最後に、迷いやさしい事例を紹介していくことにします。

ケース① 印紙税の額は消費税・地方

消費税を含めた金額で判断しなくてはいけませんか？→消費税等の金額が明確に区分されているなら税抜金額で判断します。

契約書によつて消費税の記載方法も



様々ですが、消費税の金額が明確に判断できるものであれば、消費税分を抜いた金額で印紙税額を判断しても良いとされています。しかし「税込金額…

86万4000円（消費税を含む）」のように、消費税の金額が明記されていない場合には、税込金額が記載金額となります。

勝手に消費税が8%だから消費税6万4000円を差し引いて80万円で判

断するのはNGです。また、前提として、課税文書の作成者が課税事業者であることが条件となります。

ケース② メールやファックスだけでやりとりした文書にも印紙税がかかりますか？→印紙税はかかりません。

最近では、業務上のやり取りをメールやチャットなど、紙を介さずに送付することも増えてきました。印紙税はあくまで、紙の「文書」に課税される税金です。メールだけでやり取りされた契約書や領収書は、課税されることはありません。ファックスで送信したことなし、署名・捺印した場合には当然、課税文書として扱われます。

ただし、メールで送った文書をプリントし、署名・捺印した場合には当然、課税文書として扱われます。

ケース③ 仮契約書や覚え書きにも印紙は必要でしょうか？→課税事項が記載されないからです。

ケース⑥ 支払いと相殺した場合の領収書にも印紙は必要ですか？→相殺の旨が記載されていれば、不要です。

同じ取引先に対して売上と仕入が両方あるときに、代金を相殺することがあります。その事実を証明する方法として領収書を作成するケースがありますが、この領収書は、領収書としての表示がなされていますが、⑤のケースと同じく金銭の受領事実はないので課税文書（17号）には該当しません。ただし、相殺と判断できる文言がない領収書は課税文書となります。

ではないからです。

契約書は、契約当事者双方の署名・捺印したものを作成し、双方がそ

れぞれ保管することが一般的ではありますが、契約書の作成者が所有するものを原本とし、他方についてはコピーを渡すこともあります。その際に署名・捺印を追記しないコピーであれば単なる控えですので、課税文書には該当しません。



● おくだ まさな

印紙税は接する機会の多い税金だからこそ、判断に迷うことも多いかと思います。これを機に、経理担当者の皆さん、印紙税を正しく判断していたただけると幸いです。

ケース⑦ コピー、副本にも印紙は必要ですか？→單なるコピーであれば必要ありませんが、そのコピーに署名や押印を追加するのであれば課税対象となります。

副本をコピーではなく、署名や押印を原本同様に記載する文書は、副本や謄本と表示されていて原本と内容に相違がないため、課税文書となります。

◆ ◆ ◆

● おくだ まさな

1970年三重県松阪市生まれ、慶應義塾大学商学部卒。税理士事務所勤務後、平成10年に税理士・社会保険労務士として独立開業。平成17年に税理士法人ザイムパートナーズを、平成29年に派遣法に特化した社労士法人も設立し、代表に就任。実務で使えるコンテンツの提供を心掛けている。
<https://www.zainupartners.jp>
<https://www.zainupartners.biz>

課税文書に該当するかどうかは、その画面の実態で判断します。仮契約書や覚え書きであっても、その文書の実態が課税文書に該当するのであれば、印紙税が必要となります。

飲食店や物販業など、販売時に「領収書をください」と依頼されるケースが多くあるかと思います。この時に、領収書だけでなく、明細としてレシートを一緒に渡す場合には、両方ともに印紙が必要とされます。

印紙税は、あくまで形式ではなく実態で判断されます。領収書であってもレシートであっても、金銭の受け取り法の問題であり、契約そのものの成立には影響はありません。しかし、だからと言つて、印紙を貼らなくて良いというわけではありませんので、ご注意ください。前述のとおり過怠税が課せられることになります。

なお、クレジットカードによる決済の場合は、クレジットカード利用と分かる旨を記載する場合には課税文書とならず、領収書と記載があつても印紙は不要となります。これはお店側が現金そのものを相手から受け取ったわけ

ケース⑤ レシートと領収書を両方発行した場合はどうなりますか？→印紙税の対象金額であれば、両方に印紙が必要です。